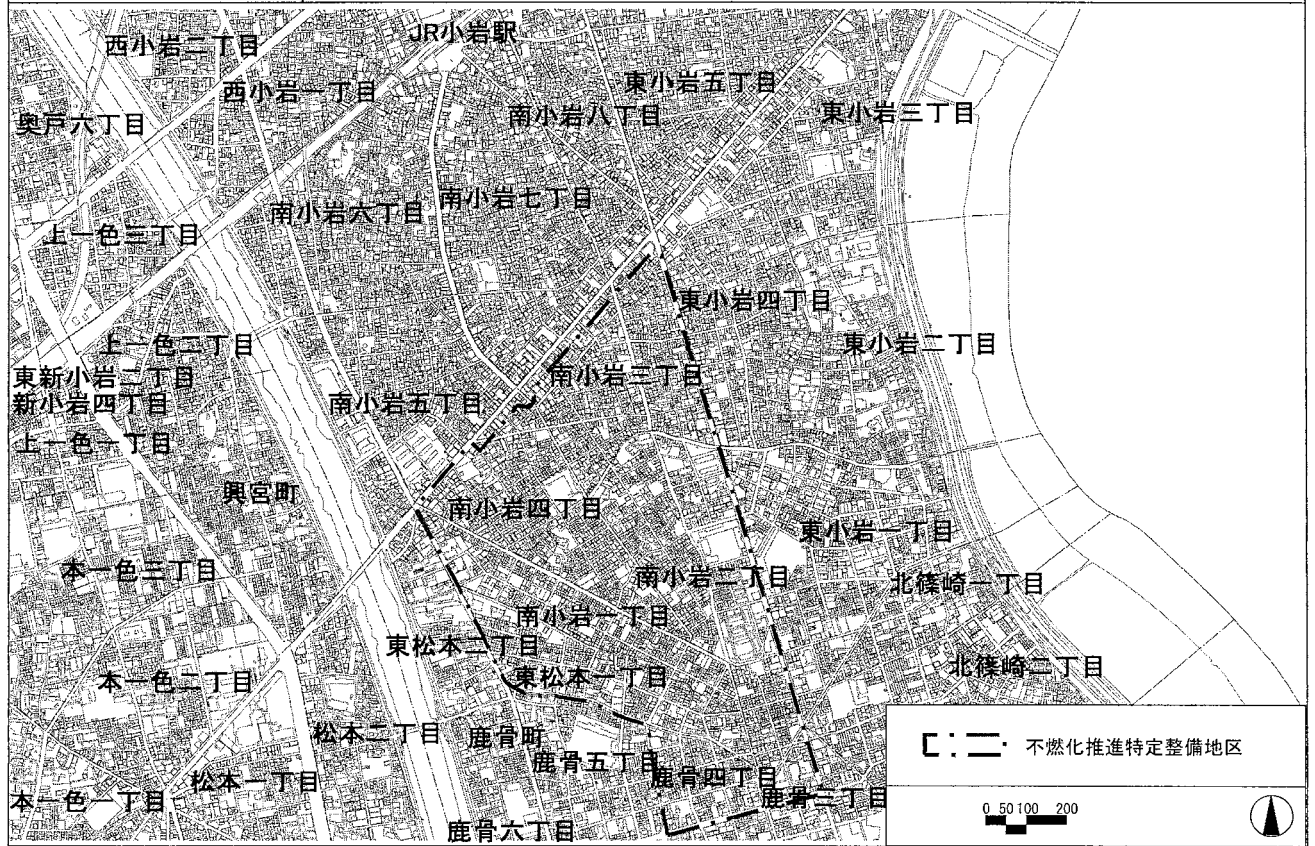




別図 13

南小岩南部・東松本付近地区(江戸川区)



不燃化推進特定整備地区

0 50 100 200



不燃化推進特定整備地区の区域変更について

東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱(平成二十五年三月二十九日付二十四都市整防第五百九十八号)第七條第二項の規定により、不燃化推進特定整備地区の区域を変更したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 区域を変更する地区の名称、位置、区域及び面積

(一)

補助二十六・百七十二号線沿道地区

豊島区長崎一丁目、長崎二丁目、長崎三丁目、長崎四丁目、長崎五丁目、南長崎一丁目、南長崎二丁目及び南長崎三丁目並びに南長崎四丁目、南長崎五丁目、南長崎六丁目、要町三丁目、千早三丁目、千早四丁目及び長崎六丁目の各一部(別図一のとおり)

約百五十三・五ヘクタール

(二)

南小岩七・八丁目周辺地区

江戸川区南小岩七丁目及び南小岩八丁目並びに南小岩三丁目、南小岩四丁目、南小岩五丁目、東小岩四丁目、東小岩五丁目及び東小岩六丁目の各一部(別図二のとおり)

約四十六ヘクタール

二 変更年月日

平成二十七年四月一日